

土砂災害等ハザードマップとは？

■ 土砂災害等ハザードマップの目的は？

「土砂災害等ハザードマップ」は、梅雨期の集中豪雨や台風に伴う豪雨などにより、がけ崩れや土石流、地すべりなどが発生した場合に被害を受けるおそれのある区域を土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域として示し、がけ崩れ等が予想される場合やがけ崩れ等が発生した場合に、市民の皆さんのがけ崩れなどの適切な行動を取っていただくために作製したものです。

ハザードマップには、指定緊急避難場所・指定避難所の位置やがけ崩れに対する備えなどについてまとめていますので、日ごろからご家族や地域の方と話し合っていただき、風水害による被害の軽減にお役立てください。

■ がけ崩れは、どのように起こるの？どんな前兆なの？

がけ崩れは、地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。

がけ崩れは、突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高くなっています。

■ がけ崩れの前兆現象



がけから小石がパラパラと落ちてくる



斜面にひび割れができる



斜面からの湧水が濁ったり、新たな湧水が発生する

■ 急傾斜地崩壊危険区域とは

県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）に基づき、住民からの要望を受け、法で定める一定の基準を満たした箇所を「急傾斜地崩壊危険区域」に指定し、行為の制限や防災工事を行います。

◆ 「急傾斜地崩壊危険区域」の指定基準

- ・傾斜角度が30度以上、高さが5m以上
- ・急傾斜地の崩壊により危害が生じるおそれがある家が5戸以上
- ・5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれがある場合

■ 土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域とは

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（通称：土砂災害防止法）に基づいて神奈川県が指定しています。

土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)

「急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）」「土石流」が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれのあると認められた土地の区域です。

土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。

■ 土砂災害警戒区域の範囲

◆ 「急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)」の指定基準

- ・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ・急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

【区域の指定に関してのお問い合わせ】

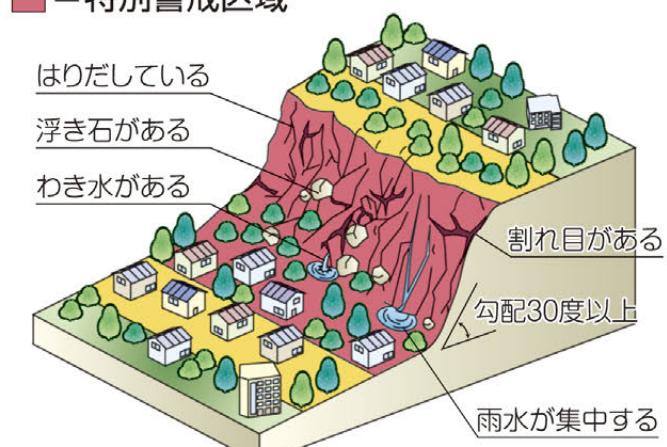
神奈川県横須賀土木事務所
電話:046-853-8800(代)

◆ 「土石流」の指定基準

- ・土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■ 急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)

■ =警戒区域
■ =特別警戒区域



■ 土石流

■ =警戒区域
■ =特別警戒区域

